

# 山梨県公報

第千四百八十一号

平成十六年

六月三日

木曜日

## 目次

### 告示

保安林の指定の解除……………

三三三

県営土地改良事業の完了(四件)……………

三三三

### 公告

公聴会の実施(二件)……………

三三三

平成十六年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………

三三四

土地改良区役員の退任及び就任……………

三三四

### 公安委員会

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………

三三五

遊技機の型式の検定……………

三三七

## 告示

### 山梨県告示第二百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成十六年六月三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 解除に係る保安林の所在場所

北巨摩郡大泉村西井出字石堂八二四〇の八六〇、八二四〇の二〇七九、八二四〇の四〇五三

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

### 山梨県告示第二百六十六号

県営土地改良事業(江原地区畑地帯総合整備事業(緊急整備型))の工事は、平成十六年三月十六日をもって完了した。  
平成十六年六月三日

山梨県知事 山本 栄彦

### 山梨県告示第二百六十七号

県営土地改良事業(田富南部地区経営体育成基盤整備事業)の工事は、平成十六年三月二十六日をもって完了した。  
平成十六年六月三日

山梨県知事 山本 栄彦

### 山梨県告示第二百六十八号

県営土地改良事業(富士川西部地区農村地域活性化農道整備事業(ふるさと農道))の工事は、平成十六年三月二十四日をもって完了した。  
平成十六年六月三日

山梨県知事 山本 栄彦

### 山梨県告示第二百六十九号

県営土地改良事業(釜無川右岸地区畑地帯総合整備事業(担い手支援型))の工事は、平成十六年三月二十五日をもって完了した。  
平成十六年六月三日

山梨県知事 山本 栄彦

## 公告

### 公聴会の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。  
平成十六年六月三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開催日時

平成十六年六月二十五日(金)午前十時

二 開催場所

南巨摩郡畷沢町七七一番地一 山梨県南巨摩合同庁舎二階A会議室

- 三 聴こつとする案件  
鳥獣保護区の指定について
- 四 公聴会に関する問い合わせ先  
南巨摩郡鯉沢町七七一番地二 山梨県峡南地域振興局林務環境部森づくり推進課  
電話〇五五六 二二二 八一五二

● 公聴会の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において読み替えて準用する第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十六年六月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 大菩薩特別保護地区  
1 開催日時  
平成十六年七月十三日（火）午後一時三十分  
2 開催場所  
塩山市上塩後一二三九番地一 山梨県東山梨合同庁舎三階三〇二会議室  
3 聴こつとする案件  
大菩薩特別保護地区の指定について
- 4 公聴会に関する問い合わせ先  
塩山市上塩後一二三九番地一 山梨県峡東地域振興局林務環境部森づくり推進課  
(電話〇五五三 二〇 二七二二)
- 二 白鳳特別保護地区  
1 開催日時  
平成十六年六月二十九日（火）午前十時三十分  
2 開催場所  
甲府市丸の内一丁目八番五号 県民情報プラザ二階会議室  
3 聴こつとする案件  
白鳳特別保護地区の指定について
- 4 公聴会に関する問い合わせ先  
甲府市住吉一丁目八番一号 山梨県峡中地域振興局林務環境部森づくり推進課  
(電話〇五五 二二三 八一四三)

● 平成十六年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成十六年六月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六〇四・一三ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一八一・四二ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、二二一・〇四ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一、一三三・九七ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、八一四・九四ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一四六・一三ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	七・二八ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一、一五六ヘクタール
葦崎地区水源かん養保安林	一、一九二・三ヘクタール
葦崎地区土砂流出防備保安林	五七四・六七ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七〇八・四二ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	一、一六・七四ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、一五九・七〇ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、一三七・二八ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一、二二四・三〇ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一、一七四・〇四ヘクタール

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、御勅使川右岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十六年六月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	米山 尚武	南アルプス市飯野新田六〇九番地	平成十六年三月三十一日

同	市川 一広	同	築山六九四番地	同
---	-------	---	---------	---

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	浅利 英典	南アルプス市飯野新田七九五番地	平成十六年四月一日
同	市川 俊文	同 築山二八六番地	同

公安委員会

山梨県公安委員会告示第三十七号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十六年六月三日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田 美枝

別表第四中

四七三	県道甲	甲府市大津町一、〇八	車両	車両進行	南甲	平成一六年四月八日 告示第二二号
四七三	府玉穂中道線（新山梨環状道路南側）外回り線	甲府市大津町一、〇八八番地の三先（日本電気株北側の市道との丁字路交差点）から中巨摩郡玉穂町極楽寺一六番地先（内田総業南側）まで（二八〇メートル）	車両	車両進行 東から西へ 終日	南甲	平成一六年四月八日 告示第二二号

を

四七三	県道甲	甲府市大津町一、〇八	車両	車両進行	南甲	平成一六年四月
-----	-----	------------	----	------	----	---------

四七四	町道花の森公園線	北巨摩郡高根町長沢一、五五〇番地一先（国道一四一号との交差点）から北巨摩郡高根町長沢七三三番地一先（花の森公園駐車場）まで（三〇〇メートル）	車両	車両進行	長坂	平成一六年六月三日 告示第三七号
四七四	府玉穂中道線（新山梨環状道路南側）外回り線	八番地の三先（日本電気株北側の市道との丁字路交差点）から中巨摩郡玉穂町極楽寺一六番地先（内田総業南側）まで（二八〇メートル）	車両	東から西へ 終日	府	月八日 告示第二二号

に改める。

別表第六中

四七〇	市道上阿原町寿町線（都市計画道路）	甲府市寿町三番一六号先（飯島産業東側）	北進する車両	七時から二四時まで	甲府	平成一六年四月八日 告示第二二号
四七〇	市道上阿原町寿町線（都市計画道路）	甲府市寿町三番一六号先（飯島産業東側）	北進する車両	七時から二四時まで	甲府	平成一六年四月八日 告示第二二号

を

四七一	国道一四一号	北巨摩郡高根町長沢一、五五〇番地一先（国道一四一号と町道花の森公園線とのY字路交差点）	北進する車両	終日	長坂	平成一六年六月三日 告示第三七号
四七一	市道上阿原町寿町線（都市計画道路）	甲府市寿町三番一六号先（飯島産業東側）	北進する車両	七時から二四時まで	甲府	平成一六年四月八日 告示第二二号

に改める。  
別表第十中

五、〇三四	国道一三九号	南都留郡西桂町小沼八八五番地先(桂高架橋下)	一	都留	平成一六年四月八日 告示第二号
-------	--------	------------------------	---	----	--------------------

を

五、〇三四	国道一三九号	南都留郡西桂町小沼八八五番地先(桂高架橋下)	一	都留	平成一六年四月八日 告示第二号
五、〇三五	県道甲府南アルプス線	中巨摩郡竜王町富竹新田二、一五二番地先(シムラ産業(株)前)	一	南都留	平成一六年六月三日 告示第三十七号

に改める。  
別表第十四中

一、六 〇二	県道荻崎線(新山梨環状道路・南アルプスICへの流入部)	南アルプス市寺部二、三三番地先(南アルプスIC入口交差点)から南アルプス市吉田六四六番地二先(南アルプスIC料金所)までの両側	二四〇	車両(けん引を除く)	三〇	小笠原	平成一六年三月五日 告示第二〇号
-----------	-----------------------------	---	-----	------------	----	-----	---------------------

を

一、六 〇二	県道荻崎線(新山梨環状道路・南アルプスICへの流入部)	南アルプス市寺部二、三三番地先(南アルプスIC入口交差点)から	二四〇	車両(けん引を除く)	三〇	小笠原	平成一六年三月五日 告示第二〇号
-----------	-----------------------------	---------------------------------	-----	------------	----	-----	---------------------

に改める。  
別表第十六中

一、六 〇三	梨環状道路・南アルプスICへの流入部)	南アルプス市吉田六四六番地二先(南アルプスIC料金所)までの両側	三〇〇	車両	二〇	長坂	平成一六年六月三日 告示第三七号
-----------	---------------------	----------------------------------	-----	----	----	----	---------------------

を

一、六 〇四	町道花の森公園線	北巨摩郡高根町長沢一、五五〇番地一先(国道一四一号との交差点)から北巨摩郡高根町長沢七三三番地一先(花の森公園駐車場)まで	二、八〇〇	車両(けん引を除く)	三〇	上野原	平成一六年六月三日 告示第三七号
-----------	----------	---	-------	------------	----	-----	---------------------

に改める。  
別表第十六中

一、六 〇五	県道上野原あさる野線	北都留郡上野原町桐原一、〇三九番地先(から沢橋南詰)から北都留郡上野原町桐原六、四九六番地先(俣渡橋北詰)までの両側	二、二〇〇	車両(けん引を除く)	四〇	上野原	平成一六年六月三日 告示第三七号
-----------	------------	--	-------	------------	----	-----	---------------------

を

一、〇、八〇三	町道四方内線	南都留郡西桂町小沼八八八番地一先(町有地南側・東進車両)	三〇〇	車両	二〇	都留	平成一六年四月八日 告示第二号
---------	--------	------------------------------	-----	----	----	----	--------------------

一〇、八〇三	町道四方内線	南都留郡西桂町小沼八八番地一先(町有地南側・東進車両)	都留	平成一六年四月八日 告示第二二二号
一〇、八〇四	町道中央道側道万才東支線	中巨摩郡竜王町富竹新田二、一五二番地先(シムラ産業(株)南側・東進車両)	南甲府	平成一六年六月三日 告示第三七号
一〇、八〇五	町道中央道側道万才東支線	中巨摩郡竜王町富竹新田二、一五九番地先(名取住宅北側・西進車両)	南甲府	平成一六年六月三日 告示第三七号
一〇、八〇六	町道花の森公園線	北巨摩郡高根町長沢七三三番地一先(町道と花の森公園駐車場との交差点部・南進車両)	長坂	平成一六年六月三日 告示第三七号

に改める。

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百一十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十九年六月二日までとする。

平成十六年六月三日

山梨県公安委員会  
委員長 鶴田美枝

申請者氏名又は名称及び住所	型式	概要	検定番号
	遊技機の種類及び区分		
製造又は輸入業者名	型式名	製造又は輸入業者名	検定番号
	遊技機の種類及び区分		

代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中区見寄町一 二五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR新銭 形くんR	タイヨー エレック 株式会社	四〇〇一八六
タイヨーエレック株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中区見寄町一 二五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR新銭 形くんX	タイヨー エレック 株式会社	四〇〇二二二
タイヨーエレック株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中区見寄町一 二五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR新銭 形くんS	タイヨー エレック 株式会社	四〇〇二六四
岡崎産業株式会社 代表取締役 岡崎安弘 三重県松阪市中万町鐘突二一 八五番地の二	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五) 第一種特別電動役物	マツリド ウラク	岡崎産業 株式会社	四四〇一六九
株式会社アリストクライト テクノジーズ 代表取締役 吉松俊男 東京都千代田区東神田二丁目 五番一―二号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五) 第一種特別電動役物	キヨジン ノホシ2	株式会社 アリスト クライト テクノロ ジーズ	三四〇六七四
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井 町三丁目二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR駒王 伝説M	豊丸産業 株式会社	四〇〇二二五

豊丸産業株式会社 代表取締役 役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区长戸井 町三丁目一二番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CR駒王 伝説S	豊丸産業 株式会社	四〇〇二三七
豊丸産業株式会社 代表取締役 役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区长戸井 町三丁目一二番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CR駒王 伝説K	豊丸産業 株式会社	四〇〇二五七
京楽産業株式会社 代表取締 役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目一〇番八号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRぱち んこドカ ベンMR 1	京楽産業 株式会社	四〇〇一九一
株式会社ピステイ 代表取締 役 寶田久治 東京都渋谷区渋谷三丁目二九 番一〇号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ファイバ ー夏祭り	株式会社 ピステイ	四四〇二〇七
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRファイ バー天 竺JX	株式会社 三共	四〇〇二九三
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRファイ バー天 竺JX	株式会社 三共	四〇〇三〇九

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRファイ バー天 竺MX	株式会 社三共	四〇〇三〇七
奥村遊機株式会社 代表取締 役 奥村昌美 愛知県名古屋市中昭和区鶴舞二 丁目二番一八号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRロボ コップE S	奥村遊機 株式会 社	四〇〇二六七
奥村遊機株式会社 代表取締 役 奥村昌美 愛知県名古屋市中昭和区鶴舞二 丁目二番一八号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRモナ コパーテ イXX	奥村遊機 株式会 社	四〇〇二三九
奥村遊機株式会社 代表取締 役 奥村昌美 愛知県名古屋市中昭和区鶴舞二 丁目二番一八号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRロボ コップH C29	奥村遊機 株式会 社	四〇〇二二四
株式会社竹屋 代表取締役 竹内正博 愛知県春日井市美濃町二丁目 九八番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRモン スターオ ーケスト ラ3	株式会 社竹屋	四〇〇一五八

株式会社竹屋 代表取締役 竹内正博 愛知県春日井市美濃町二丁目 九八番地	勤役物
ばちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 勤役物	勤役物
C R モン スターオ ーケスト ラ5	
株式会社 竹屋	
四〇〇二七〇	

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番